

## 重症児の在宅支援に必要な 医療福祉制度

2016年7月30日  
鳥取大学医学部附属病院  
医療福祉支援センター 河村 香苗

## 今日のお話

- 医療費補助制度
- 障害者手帳
- 手当・年金
- 産科医療保障制度
- 在宅医療
- 福祉サービス
- 症例提示



## 重症心身障害医療助成

- 自己負担分を助成
- 対象者
  - 身体障害者手帳1級又は2級所持者
  - 知能指数35以下の者
  - 知能指数50以下かつ身体障害者手帳3級又は4級所持者
  - 精神保健福祉手帳1級所持者

## 身体障害者手帳

身体障害者福祉法および  
障害者総合支援法に基づく  
援助を受けるために必要

- 視覚障害
  - 聴覚または平衡機能障害
  - 音声・言語機能または咀嚼の障害
  - 肢体の障害(上肢、下肢、体幹、脳原性運動機能障害)
  - 心臓機能、腎臓機能、呼吸器機能、膀胱直腸機能障害
  - 小腸機能、肝臓機能障害
  - ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能障害
- 一定の程度以上の永続する障害がある場合に対象となる。  
申請窓口：市町村

## 療育手帳

知的障害のある方が  
行政機関等で一貫した相談・  
指導を受け、各種の援助を  
受けやすくするための手帳

- 知的障害が18歳未満に現れ、日常生活に援助が必要な人。  
A判定 重度(IQ35以下)またはIQ36~50の中等度知的障害に  
3級以上の身体障害の合併  
B判定 軽度・中等度  
申請窓口：市町村  
判定：18歳未満 児童相談所  
18歳以上 知的障害者更正相談所

## 特別児童扶養手当

- 目的：精神または身体に障害を有する児童について手当を支給することにより、これらの児童の福祉の増進を図る。
- 対象：身体や精神に中等度以上の障害のある20歳未満の児童を養育している**保護者**等。
- 金額：1級 月額 49,900円 年3回(4, 8, 11月)支給  
2級 月額 33,230円 年3回(4, 8, 11月)支給
- 注意事項：身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳とは異なる基準で認定される。
- 申請：市町村の窓口

## 障害児福祉手当

- 目的: 重度障害児に対して、その障害のため必要となる精神的、物質的な特別の負担の軽減
- 対象: 重度の障害があり、日常生活において常時介護を必要とする  
**20歳未満の児童**
- 金額: 月額14,140円 年4回(2, 5, 8, 11月)支給
- 注意事項: 身体障害者手帳、療育手帳、精神障害保健福祉手帳とは異なる基準で認定される。
- 申請: 市町村の窓口

## 産科医療保障制度の目的

- 分娩に関連して発症した重度脳性麻痺児とその家族の**経済的負担を速やかに補償**
- 脳性麻痺発症の原因分析を行い、同じような事例の**再発防止**に資する情報を提供
- **紛争の防止・早期解決および産科医療の質の向上**を図る

## 訪問診療

- 在宅で療養を行っている患者であって、通院が困難なものに対して、その同意を得て計画的な医学管理の下に定期的に訪問して診療を行うこと。  
\* 往診  
患者の求めに応じて赴き診療を行うこと。



## 訪問看護

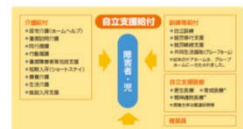
- 看護師などが居宅を訪問して、主治医の指示や連携により行う看護(療養上の世話又は必要な診療の補助)
- 内容  
病状・障害の観察、健康管理  
食事ケア、水分・栄養管理、排泄ケア、清潔ケア  
医師の指示による医療処置、褥瘡や創傷の処置  
カテーテルなど医療機器の管理、ターミナルケア、認知症看護  
リハビリテーション、療養・看護・介護方法のアドバイス  
家族など介護者の支援、保険・福祉サービスなどの活用支援  
関係機関との連絡調整

## 訪問リハビリテーション

- 通院が困難な利用者に対して、医師の指示に基づき、訪問リハビリテーションを行うこと。
- **訪問リハビリテーション**: 病院・医院・診療所からのリハビリ専門職の訪問
- **訪問看護**: 訪問看護ステーションからのリハビリ専門職の訪問
- 利点: 日常的ケア、日課に組み込まれたリハビリを展開できる。  
体調変化や呼吸器感染で必要となる呼吸理学療法も発症早期から自宅に対応可能  
定期的なリハビリを受けたい家族のニーズに合致

## 短期入所

- 自宅で介護する人が病気の場合などに短期間、夜間も含め施設で入浴、排泄、食事の介護等を行う。  
親のレスパイト、冠婚葬祭、兄弟の学校行事  
兄弟と過ごす時間の確保、患児の体調管理
- 家族は市町村に申請し、サービス事業者と契約する。
- 支給量は市町村によって規定がある。
- 原則1割負担。



## 障害児通所支援

障害児を持つ母親の負担軽減！  
地域で子育て支援を！

- ▶ 児童発達支援  
通所利用の障害児(身体・知的・精神)やその家族に対する支援
- ▶ 医療型児童発達支援  
医療が必要な障害児の通所支援
- ▶ 放課後等デイサービス  
放課後の利用、夏休み等の長期休暇利用  
就学児が対象
- ▶ 保育所等訪問支援  
障害児施設で指導経験のある児童指導員などが保育所や幼稚園を訪問し、関わり方や抱えている悩みに対して対応

## グループホーム(共同生活援助)

- ▶ 夜間や休日、共同生活を行う住居で、相談、入浴、排泄、食事の介護、日常生活上の援助等を行う。
- ▶ 障害の重さに関係なく、施設で対応することができれば利用可能。



## 居宅介護と重度訪問介護

- ▶ 居宅介護  
自宅で入浴、排泄、食事の介護等を行う。  
障害支援区分1以上の障害者(同等の障害児)

- ▶ 重度訪問介護  
肢体不自由だけでなく、知的障害・精神障害者も対象の一部となった。  
長時間の利用を想定  
自宅で入浴、排泄、食事の介護、外出時における移動支援を行う。



## 補装具

- ▶ 障害児・者の保護者からの申請に基づき、補装具の購入・修理に対して市町村が支給決定の上、利用者に個別に支給される。
- ▶ 身体障害者手帳の交付を受けている人が対象。
- ▶ 利用者は一律1割負担だが、所得により上限あり。



## 日常生活用具の給付・貸与

- ▶ 特殊寝台・マット、電気式痰吸引器、おむつ、スチームなど。
- ▶ 身体障害者手帳、療育手帳の交付を受けており、在宅で生活している方。
- ▶ 18歳未満と18歳以上の者で種目が多少違う。
- ▶ さらに18歳未満については市町村により3歳以上、学齢期以上になっている物もある。
- ▶ 利用者負担は市町村が決定。



## まとめ

- ▶ 重症児の在宅生活に必要な医療費助成、福祉サービス等の概要を理解することが重要。
- ▶ 患者・家族によっては十分利用できていない場合もあるので、時折スクリーニングを行った方がよい。
- ▶ 患者の病態の変化や進行に伴い、新たな医療・福祉サービス利用を検討した方がよい。
- ▶ 必要に応じて社会福祉士、相談支援専門員と相談する。

